

延長型保育サービスについて

- 1 事業の目的
- 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するとともに、児童の福祉の増進を図るため実施する事業
- 2 利用できる方
- 次の(1)(2)のいずれにも該当する方
- (1) 保育所に入所している児童又は認定こども園に入所している保育認定を受けた児童

(2) 保護者の就労時間や通勤時間の増加、急な残業その他やむを得ない理由により、保育時間が必要となる児童
- 3 利用方法
- (1) 利用を希望される方は、事前に保育所等に用意している「利用申請書」に必要事項を記入の上、提出してください。

(2) 「利用申請書」は、利用開始の際に提出していただいたら、終了または退所まで有効です。
- 4 延長保育の適用時間と保護者負担額について
- (1) 延長保育の適用時間

延長保育	
7:30	18:30 19:00
保育時間（11時間）	
<1回> 250円
<1か月> 2,500円
※料金は階層による	

【保育短時間認定の方】

延長保育				延長保育			
7:30	8:00	8:30	9:00	17:00	17:30	18:00	18:30 19:00
<1回> 250円 <1か月> 2,500円 ※料金は階層による	<1回> 250円 <1か月> 2,500円 ※料金は階層による	<1回> 250円 <1か月> 2,500円 ※料金は階層による	保育時間（8時間）	<1回> 250円 <1か月> 2,500円 ※料金は階層による	<1回> 250円 <1か月> 2,500円 ※料金は階層による	<1回> 250円 <1か月> 2,500円 ※料金は階層による	<1回> 250円 <1か月> 2,500円 ※料金は階層による

- (2) 保護者負担額
- 「延長保育の適用時間」の表の1区分毎に、下の「保護者負担額表」に基づく延長保育料が必要となります。

※ 保護者負担額表

	階層区分	保護者負担額
1区分毎の金額	A及びB 1	無料
	B 2	1回50円 最大500円/月
	その他	1回250円 最大2,500円/月

※ 保育短時間認定で階層区分「その他」の方が、全ての区分で10回以上利用した場合、17,500円になります。

- 5 利用料金の納入方法
- 口座振替又は納付書
- 6 変更の届出
- 勤務先等の変更が生じた場合は、再度「利用申請書」を提出してください。
- 7 延長保育利用の確認
- 子どもを預ける際又は引き渡しを受けた際に、その時間を延長保育利用台帳に記載してください。